

## 香美市立図書館資料の弁償に関する基準

令和元年10月1日

### (趣旨)

第1条 この基準は、香美市立図書館が所蔵する図書館資料（以下「資料」という。）の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (弁償の方法)

第2条 香美市立図書館の利用者が故意又は過失により資料を破損、汚損若しくは亡失した場合は、当該利用者に対し、別記様式の「図書館資料紛失・破損届」を提出させるとともに、弁償するよう求めるものとする。なお、この利用者が未成年である場合は、その保護者が弁償の責任を負うものとする。

2 汚損・破損の場合の弁償を求める基準は、別記「弁償を要する資料汚損・破損の基準」によるものとする。

3 資料の弁償は、現物により弁償するものとする。ただし絶版等の理由により現物による弁償が困難な場合は、館長が指定する代替資料で弁償することができる。

4 利用者は、弁償に係る同一の資料又は代替資料を自ら入手するものとする。

### (弁償の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、館長は次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。

- (1) 天災、火災等により、資料を汚損・破損・亡失したと認められる場合
- (2) 盗難等により、資料を紛失したと認められる場合
- (3) 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合
- (4) 修復可能な場合
- (5) その他館長が必要と認める場合

### (その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、図書館資料の弁償に関する取扱いについて必要な事項は館長が別に定める。

別記

弁償を要する資料汚損・破損の基準

1 図書・雑誌

対 象	状 態
水濡れ・飲食物のシミ	①水濡れ等により、ページに歪み、または波打ちが生じた場合 ②お茶・コーヒー等の飲食物により、シミなどの汚れが生じた場合 ③飲食物やセロテープ・のり等の付着によりページが接着した場合、また接着をはがしたことにより、ページが欠損した場合 ④カビが発生した場合
資料の一部の破損・汚損・亡失	①破れ、切り取り、ページの欠損が生じた場合 ②たばこ等による焦げ跡が残った場合 ③型紙、地図等の付録を破損・汚損・亡失した場合
書き込み	①マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 ②鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記具であっても、筆圧等が強く、消したあとも痕跡が残る場合
噛み跡	①乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合 ②乳幼児、ペット等が噛んだため、資料が破損した場合

2 視聴覚資料

対 象	状 態
資料の一部の破損・汚損・亡失	①再生不可能又は機器に損失の生ずる恐れのある場合 ②歌詞カード、解説書等の付録を破損・汚損・亡失した場合

別記様式

## 図書館資料紛失・破損届

香美市立図書館から借り受けました下記の図書館資料を、( 紛失 ・ 汚損 ・ 破損 )  
しましたので届出いたします。

利 用 者 記 入 欄	申 出 日	令和      年      月      日	
	利用者番号		
	住 所		
	氏 名		保護者名 (利用者が中学生以下の場合)
	電話番号	※日中、連絡の取れる番号をご記入ください。	
	理 由		

※以下は職員が記入します。

職 員 記 入 欄	受 付 日	令和      年      月      日	
	資料種別	一般 ・ 児童 ・ 雑誌 ・ 視聴覚資料 ・ その他 (                      )	
	資料番号		
	タイトル		
	著者名		
	出版社名		
	弁償の種類	現物 ・ 代替 (入手困難) ・ 弁償免除	